

防災本部規約

(目的)

第 1 条 五香南町会員は、互いに隣保協同の精神によって、地震またはその他災害から自分達の生命身体、財産を自ら保護するため、町会内に防災本部を設ける。

(組織)

第 2 条 防災本部長の下に防災部、本部班、組班を置き、部、本部班、組班にはそれぞれの長として部長、本部班長、組班長を置く。

必要に応じ副本部長、防災副部長、本部長、副班長を置くことができる。

(組織の長の職能)

第 3 条 防災本部長は防災本部の業務を処理する。

副本部長は本部長を補佐し、本部長事故あるときは本部長の職務を代行する。

防災部長は本部長の指示を受け、防災本部の業務を管理する。

防災副部長は防災部長を補佐し、防災部長事故あるときは防災部長の職務を代行する。

本部班長は防災部長の指示を受け、防災本部の業務を処理する。

本部副班長は本部班長を補佐し、本部班長事故あるときは本部班長の職務を代行する。

本部員は特命事項につき本部長を補佐し、助言助力する。

組班長は本部班長の指示を受け、組内防災業務を処理する。

(業務分担事項)

第 4 条 業務分担事項はそれぞれの班（組班を含む）の業務執行単位毎に防災計画を定める。

(役員の長の選任基準および任期)

第 5 条 防災本部それぞれの長の選任基準は、災害が発生したときいつでも非常参集し、組織的に活動できる者を原則として選任する。組織の長の任期は、原則として2カ年とするも再選を妨げない。

(町会関係部長の協力)

第 6 条 町会役員は、防災本部から要請を受けたときには積極的にこれに協力しなければならない。

(設置、改廃および組織の長の任免等の手続)

第 7 条 防災本部の設置または改廃並びに組織の長の任免は町会長が行い、町会員に周知する。

(防災計画の決定および実施)

第 8 条 町会長によって承認された防災計画の実施に当っては、町会長より町会員に周知する。